

人にやさしいデジタル社会実現
調査報告書

令和4年12月

山口県議会

I はじめに

新型コロナウイルス感染症への対応によって我が国のデジタル化の遅れが顕在化して以来、各地で急速にデジタル社会の形成が声高に叫ばれるようになった。

国は、令和3年通常国会において、デジタル社会の基本理念やデジタル庁の新設等を柱とするデジタル改革関連法を制定し、国民の利便性の向上や国際競争力の強化、少子化の進展など直面する課題への対応も図るため、様々な分野で強力にデジタル化の取組を本格化させた。

地方でも、こうした国の動きに即応すべく一斉にデジタル化の波が広がり、本年度に入ると、「新しい資本主義」実現に向けた成長戦略の重要な柱に「デジタル田園都市国家構想」が掲げられたことで、より一層、地方から新たな変革の波を起こす機運が高まった。

本県では、令和3年3月に、デジタル化によって目指すべき将来像や具体的取組を示した「やまぐちデジタル改革基本方針」を策定し、現在、「やまぐちDX」の創出、「デジタル・ガバメントやまぐち」の構築、「デジタル・エリアやまぐち」の形成を進めている。

もはや時代にデジタルは不可避である。不可避であればこそ、世界に比べて周回遅れとも言われる我が国は、既に確立された最先端のデジタル技術を、人口減少や産業空洞化など様々な社会課題に直面している地方から実装すべきである。

一方、各自治体が競うようにデジタル化に取り組む今日の現状を鑑みると、やみくもにデジタル化を進める事例や、住民の実感が伴わず生活に溶け込み難い実証例等、デジタルという言葉だけが先行し強調されていることの懸念もある。

デジタル社会の実現によってもたらされるものは、明治初期や戦後復興期にも匹敵する、政治、行政、経済、産業、生活の大転換であると言われていたが、デジタルはあくまでも手段に過ぎない。デジタル化を進めること自体も、人間や社会の目的でもない。デジタルありきではなく、解決したい課題は何かという点に注目し、その解決にデジタルがどう使えるかという視点が優先されなければならない。

かつての大転換期のように、地域に活気が満ち溢れる景色は、デジタルのみでは生まれることはなく、デジタル化の先に待っている社会や地域の姿を県民一人ひとりが思い描くことができ、また変化を実感できてこそ、活力

を生み出すことができる。

そのためには、地理的な制約や年齢、障害の有無等にかかわらず、誰もがデジタル技術の恩恵を受けられる仕組みを構築した上で、さらに、デジタル技術を主体的に活用し、それぞれの地域で自らの個性や能力、創造性を余すことなく発揮できる人材が育つ環境を整える必要がある。

誰もがデジタルを身近に感じ、子どもから大人までが目を輝かせながら生きることのできる地域を「おこし」、また、地域が自ら「おこる」社会こそが、私どもが考える「人にやさしいデジタル社会」である。

明治維新胎動のこの地から、再び未来に突き進む気迫を持つ多くの人材が育ち、その人材がデジタルを駆使して、県民に寄り添ったデジタル・トランスフォーメーションが成し遂げられるよう、県にはさらなる取り組みを求めるとともに、本報告書がその羅針盤となることを大いに期待するものである。

II 調査結果報告

調査に当たっては、「デジタル技術の活用による地域課題の解決」、「産業分野におけるデジタル技術の導入促進」、「デジタル社会における子どもの健全な育成」、「高齢者や障害者等を取り残さないデジタル社会の実現」及び「行政のデジタル化とデジタル社会を支える基盤整備」の審査項目について、それぞれ参考人から意見聴取するとともに、執行部から現状や取組状況等の説明を受けた。

1. 理解と浸透

多くの県民がデジタル技術に興味を持つとともに、デジタルに触れることのできる基盤を整備し、その有用性を理解できる機会をより多く設けなければならない。

デジタル社会を実現し、さらには、未来志向のデジタル・トランスフォーメーションを目指す意義についても理解を深めなければならない。

デジタル・トランスフォーメーションは、デジタル技術を使うことではなく、それを使って変革していくことである。デジタル・トランスフォーメーションで最も重要なことは、何をしたいか、何を变えたいかという変革していくための問いを持つことであり、技術はもちろんのこと、その技術で何をしたいのか、して欲しいのか一人ひとりが気づく環境を整備しなければならない。

(1) 周知と支援のあり方

デジタル技術は全ての人が身に付けるべきものであり、幅広い世代の人が、様々なレベルにおいて身に付けるべきである。デジタル技術の具体的なイメージが湧かない初期の段階では、行政や支援機関が自ら県民や事業者に出向いた上で、ニーズを把握し必要な支援を行う取り組みも必要である。

やまぐちDX推進拠点Y-BASEの設置や県ホームページでの周知なども有効だが、行政の一方的な支援にならないよう事業者の意向を十分踏まえるべきである。

(2) 基盤の整備

誰もがデジタルを活用することが可能となるよう、県下全域に光ファイバ網などの強固なデジタルインフラを整備しなければならない。

整備にあたっては、家庭での円滑な端末利用が困難な児童・生徒が住む通信条件が悪い地域や、遠隔診療に取り組む地域を優先して整備することの検討も必要である。

また、「やまぐち情報スーパーネットワーク（YSN）」は、本県の重要な情報通信基盤であり、有識者等による「在り方検討会」の報告も十分に踏まえて、その効果的な活用に向けた取り組みをしっかりと進めなければならない。

（３）モデル事業の重点実施とデジタル実装

県民や事業者が成功体験を得ることができるよう、課題提起とデジタル技術の活用を組み合わせたより多くのモデル事業に取り組む必要がある。

また、高齢化する農林水産業者が受け入れられるデジタル技術の導入への支援や、中山間地域の建設事業者に建設ICTを優先的に導入するなど、選択と集中による的を絞ったモデル事業も重要である。

さらに、こうしたモデル事業の成果については、デジタル実装へと繋げていかなければならない。

（４）成功事例の展開

特別支援学校の現場で導入効果が報告されているOriHime等の好事例については、積極的に横展開すべきである。

また、他の自治体で効果が挙げられている道路の異状通報システムや、デジタルを活用した中山間地域における生活支援、聴力の弱い方との意思疎通を支援する「窓口相談支援システム」等についても、県下に広めていく必要がある。

2. 人材の育成

基本は人である。データを見て判断したり、改善策を考えるのは人であり、デジタルが単独で動くことはない。

将来的には、デジタル技術の進化によって全ての人々がデジタルを意識せずにその恩恵を等しく受けられることが望ましいが、それが達成されるま

では、今の体制や人のネットワークの中で負荷を減らしながら、デジタルを有効利用できる人が増えなければならない。

専門的かつ精通した人材が育つ環境を整備するとともに、それらの人と変えたい人や地域に橋を架ける人材の育成も重要である。

(1) リテラシーの向上と支援体制

デジタル技術の活用にあたっては、幅広い世代のデジタルリテラシーの向上が不可欠である。子どもから大人までデジタルに触れる機会をどこよりも多く設けるとともに、デジタルデバイドの解消に向けては、高齢者のスマホ教室の開催等も有効だが、ただ開催するだけでなく、継続的にサポートできる体制づくりが重要となる。

また、サポートできる人材の育成も、平行して進めていかなければならないが、同時に、遠隔サポートも含めた継続的なサポート体制を確立する必要がある。

誰一人取り残されることがないように、官民がしっかりと連携し、デジタルデバイド対策の強化にも取り組まなければならない。

(2) 専門人材及びリーダーの育成

誰もがより高いレベルのデジタル技術を身に付けることが可能となる仕組みが必要である。情報通信系企業の退職者などの潜在人材を積極的に活用し、世界を相手にしても引けをとらないデジタル人材が育つことのできる環境を整備する必要がある。

また、デジタル技術で地域課題の解決を図るためには、地域で活用リーダーとなる人材を育成するとともに、住民間でデジタル技術の向上を図ることができる仕組みづくりも重要である。

(3) 繋ぐ人材の育成

技術によってもたらされるメリットはどういう世界があるのかということ意識し問いかけながら、課題を抱える人や地域とデジタル技術者を繋ぐことのできる人材を育てる必要がある。

また、こうした人材を県内各地で誰もが活用することができる仕組みや環境の整備も急がれるが、当面は、県デジタル推進局が中心となってその役割を担うべきである。

(4) 教育の役割

教育現場でのデジタル技術の導入に当たっては、集団教育と個人の学びのバランスを考慮することが重要となる。その上で、情報教育については、有資格者をしっかり確保するとともに、企業の定年退職者を学校内外における情報教育に有効活用することの検討も必要である。

また、デジタルに係るスキルの習得に関しては、社会人の学び直しのためのリカレント教育や、専門学校等における教育が重要となる。

県立大学をはじめとする県内の各大学が積極的に関わり、地域のニーズに沿った多くの学び直しの場を設ける必要もある。

3. 利活用の促進

デジタルの浸透によって、県民誰もが心身ともに健康なウェルビーイングを享受し、地域の再興や活性化を達成しなければならない。

県民の生命と財産を守る基盤となる、防災情報のデータ化や関係機関の間でのデータ連携の促進等にも取り組む必要がある。

そのためには、サービスやその提供体制等について、デジタル格差が生じることなく、誰もがデジタルの恩恵を受けることができなければならない。

(1) サービスの提供

デジタル技術を使ったサービスについては、デジタルが不得手な人が一定数程度いることを十分踏まえるなど、誰もが利用しやすいものを提供する必要がある。

現在は使えているが、今後、加齢や病気等により使えなくなる人が出てくるということを想定した上で、システムを設計することも重要となる。

(2) アクセシビリティの確保

アクセシビリティ、アクセスのしやすさは基準に準拠することではなく、ユーザーの課題を解決することであり、ユーザーを理解して共感することによって実感を伴う課題解決ができる。

当事者の意見を聞く、当事者がデジタル機器をどう使っているかを直接見る、県の組織の中にアクセシビリティの専門家を入れる、かつその専門家が当事者であることも重要となる。

(3) データの活用

デジタル技術はデータ処理を通じて多種多様な付加価値を創出できることから、データを有効活用する取り組みを強化していくことが重要である。

オープンデータ化を県・市町が、積極的に推進し、特に、各市町のデータが揃うよう、取り組む必要がある。

(4) 新しい技術の活用

メタバースなどの新しい技術の情報をキャッチし、その活用や導入に挑戦していくことも重要である。

また、こうした技術の導入に前向きな企業に対して、技術支援等ができる体制や仕組みを確保・整備する必要もある。

(5) 県の体制

デジタル技術は横断的技術であり、DX推進は県の一部署で取り組む事項ではない。産業分野はもちろん、高齢者や障害者の社会参加や地域参加に向けたデジタルの活用など、分野を超えて県全体で取り組んでいくことが重要であり、県デジタル推進局が、より一層中心的な役割を果たさなければならない。

また、デジタル社会が進展する中で、子どもたちの安心・安全をしっかりと守っていくためには、旗振り役を明確に定める必要もある。

庁内のDX推進体制について、デジタルに長けた若手を登用するなど斬新な取り組み等の検討も必要である。

Ⅲ 今後の取組

本委員会の目的である「人にやさしいデジタル社会の実現」に向けた取り組みは、緒に就いたばかりである。

今後、急激な速さで普及するデジタル技術は、必ずや人々の生活をより豊かで便利なものへと変貌させる手段となるはずだが、いまだ多くの人々がどう変わるのか実感が湧いていない実態がある。

本報告書で指摘したように、県は、こうした実態の解消に努め、「やまぐちデジタル改革」が県民に実感できる形で実を結ぶよう、社会全体のデジタル実装に向けて取り組んでいかなければならない。

また、県組織のデジタル化についても、その担い手となるデジタル人材の育成を進めるとともに、紙の業務が不可避な部門は別として、紙が残ったままで、デジタルの仕組みを入れるような、変革なきデジタル化とせず、デジタルを前提に業務を再設計し、職員が真に効率化を感じることを肝要であることを付言して報告書のまとめとする。

以上、「人にやさしいデジタル社会実現特別委員会」の調査研究について報告をいたします。

令和4年12月16日

山口県議会人にやさしいデジタル社会実現特別委員会

委員長 江本 郁夫

副委員長 猶野 克

委員 藤生 通陽

〃 河野 亨

〃 高瀬 利也

〃 俵田 祐児

〃 西本 健治郎

〃 山手 康弘

〃 国本 卓也

〃 小田村 克彦

〃 木佐木 大助

〃 宮本 輝男

〃 松浦 多紋

【参考人一覧】

令和3年 9月 3日 株式会社NTT ドコモ中国支社長 白川 貴久子 氏
「地方こそDX！～軽やかにデジタルの波に乗ろう～」

令和3年 11月 18日 農事組合法人二島西代表理事 福江 豊 氏
「限られた人数で農業生産ができる仕組みづくりへ
～スマート農業への取組」

NPO法人山口スマートコミュニティ支援センター代表理事 高杉 英利氏
「山口県中小企業向けDX推進について」

令和4年 4月 21日 株式会社フォーバル事業部長 宮川 義弘 氏
「デジタルの利活用による中山間地域の課題解決
～地域住民の生活利便性向上～」

令和4年 5月 30日 独立行政法人日本学術振興会顧問 安西 祐一郎 氏
「学びとまち起こしーデジタル社会実現は何のため？」

令和4年 7月 26日 株式会社ヤフーデザイン推進部 中野 信 氏
「すべての人に情報を届ける
ーデジタル社会での取り組みと意義」

令和4年 9月 13日 一般社団法人行政情報システム研究所 狩野 英司 氏
「行政におけるDX推進の課題
～人に優しいデジタル化の実現に向けて」